

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年9月24日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件 名

世田谷区立世田谷図書館業務一部及び世田谷区図書館カウンター三軒茶屋業務委託（長期継続契約）

(2) 履行場所

① 世田谷区立世田谷図書館

世田谷区若林四丁目22番13号（世田谷合同庁舎1階）

② 世田谷区図書館カウンター三軒茶屋

世田谷区太子堂四丁目3番1号（STKハイツ1階）

③ 受託者の事務所等

(3) 履行期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

※本業務に係る契約締結は予算の配当を条件とする。

※契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することがある。

(4) 業務内容

世田谷区立世田谷図書館（以下、「世田谷図書館」という。）の業務の一部と、世田谷区図書館カウンター三軒茶屋（以下、「図書館カウンター三軒茶屋」という。）の建物の施設維持管理等を除く業務の全部について一括して委託する。

なお、世田谷図書館は他の区立地域図書館と基本的に同様の運営を行っており、図書館カウンター三軒茶屋は資料の予約・貸出・返却等を主な業務とし、図書館や地域図書室等を補完する機能を交通の要所で果たしている。

※それぞれ業務内容の詳細は、「企画提案要求説明書」を参照

2 参加資格

下表に掲げる要件をすべて満たす法人であること。

	資格要件、実績等
①	東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格者であること。
②	地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

③	世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
④	会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立て又は民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。
⑤	都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
⑥	令和5年度以降に、図書館（図書館法に基づく公立図書館）の奉仕業務を行った実績を有すること。
⑦	法人として、「プライバシー・マーク」使用許諾を得ていること、若しくは「情報セキュリティ・マネジメント・システム」（ISMS）認証を取得していること、又は申請中であること。
⑧	世田谷区立世田谷図書館業務一部及び世田谷区図書館カウンター三軒茶屋業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

3 提案書の提出対象者を選定するための基準

参加表明書自体では提案書提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

確認結果は、参加表明書提出の全事業者に書面で通知することとし、参加資格を有すると認められる事業者には提案書の提出を要請する（招請通知による）。

4 選定手順等

選定委員会で下記の【評価基準】に基づき、下表のとおり選定する。

審査名	選定方法
第1次審査	招請事業者が提出した提案書について、選定委員会が書類審査により評価を行い、評価点が上位の1から5事業者程度を選定する。
第2次審査 (プレゼンテーション)	第1次審査により選定された事業者によるプレゼンテーションを実施し、提案内容及びプレゼンテーションに対する質疑応答を行う。そのうえで、選定委員会が第1次審査の評価と合わせた総合的な評価を行い、1事業者を選定する。

【評価基準】

以下のような観点に基づき個別に評価し、結果を集計し総合的に判断する。

	評価基準の項目
①	本業務の受託に関する基本方針
②	図書館業務経験のある司書の採用・配置
③	受託業務での障害者の雇用に関する考え方
④	従事員の配置（窓口業務・ローテーション等）に関する考え方
⑤	配置予定の業務責任者の実績
⑥	従事員の処遇、受託業務の維持のための人材確保、現場への支援体制に関する考え方
⑦	従事員に対する年間の研修体制

⑧	受付事務、接遇、合理的配慮に関する考え方
⑨	選書・除籍の提案及び書架に関する考え方
⑩	レファレンスに関する考え方
⑪	子どもサービスに関する考え方
⑫	障害者サービスに関する考え方
⑬	世田谷図書館及び図書館カウンターそれぞれの事業企画・提案に関する考え方
⑭	図書館カウンター三軒茶屋の運営に関する考え方
⑮	障害者施設自主生産品の販売に関する考え方
⑯	図書館の秩序の確保と危機管理に関する考え方
⑰	従事員の安全衛生管理とその配慮に関する考え方
⑱	従事員の出勤に支障が生じた場合のバックアップ体制
⑲	個人情報の保護に関する考え方
⑳	契約実績
㉑	経費の妥当性
㉒	実現可能性
㉓	取り組み姿勢
㉔	コミュニケーション力

5 手続き等

(1) 担当所管

教育委員会事務局教育政策・生涯学習部世田谷図書館 担当：増田、稲葉

住 所：〒154-0023 東京都世田谷区若林 4-22-13 世田谷合同庁舎 1 階

電 話：03-3419-1911 F A X：03-3413-7075

※同館の休館日：原則として毎月第2木曜日

(2) 企画提案要求説明書の交付期間、場所及び方法

① 交付期間

令和8年9月24日（木）から令和8年10月7日（水）まで

② 交付場所

世田谷図書館窓口及び区ホームページ掲載

③ 交付方法

世田谷図書館窓口での配付又は世田谷区のホームページからダウンロード

※ダウンロード先：[世田谷区トップページ](#) → [目次から探す](#) → [区政情報](#) →
[契約・入札情報](#) → [発注情報](#) → [現在実施中のプロポーザル情報](#)
→ [子ども・教育・若者支援](#)

※世田谷図書館窓口での配付時間：土日、祝日を含む午前9時から午後5時まで
（正午から午後1時までを除く）

(3) 参加表明書等の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限

令和8年10月7日（水）午後5時まで

② 提出場所

世田谷図書館

③ 提出方法

世田谷図書館窓口に持参又は世田谷図書館あて郵送

※提出書類等の詳細は、「企画提案要求説明書」を参照すること。

※持参の場合：受付時間 土日、祝日を含む午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までを除く)

※郵送の場合：締切日必着の書留郵便に限る。到着については、必ず上記「(1) 担当所管」に電話で確認すること。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

① 提出期限

令和8年11月6日(金) 午後5時まで

② 提出場所

世田谷図書館

③ 提出方法

世田谷図書館窓口に持参 又は 世田谷図書館あて郵送

※提出書類等の詳細は、「企画提案要求説明書」を参照すること。

※持参の場合：受付時間 土日、祝日を含む午前9時から午後5時まで

(正午から午後1時までを除く)

※郵送の場合：締切日必着の書留郵便に限る。到着については、必ず上記「(1) 担当所管」に電話で確認すること。

6 その他

(1) 応募に関して必要な費用について

すべて応募者の負担とする。

(2) 提出された書類等について

すべて返却しない。また、提案書類等の著作権は応募者に帰属するが、区において情報開示等が必要な場合は、当該提案書類の内容を無償で利用できるものとする。

(3) 契約締結の交渉について

審査の結果、特定された「契約優先交渉相手方」と契約締結の交渉を行う。契約不調の場合は、評価により順位付けられた上位事業者から順に、契約締結の交渉を行う。

(4) 失格条件について

参加者が次の事項の一つ以上に該当するときは、失格とする場合がある。

- ・定められた提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき
- ・指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないとき
- ・虚偽の内容が記載されているとき
- ・審査結果に影響を与えるような工作をしたとき
- ・その他、企画提案要求説明書に違反すると認められるとき

(5) 手続において使用する言語及び通貨について

日本語及び日本国通貨に限る。

(6) 契約保証金について

免除とする。

(7) 契約書作成の要否について

要とする。

(8) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無について

無し

(9) 契約等について

詳細な委託内容については区と協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。

本プロポーザルは契約予定事業者の選定を目的とし、契約において区は選定された提案書の内容に拘束されない。

なお、区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件はその対象案件となるので詳細は区ホームページで確認すること。

(10) 区の公表について

区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号、名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(11) 提案書の作成に際し、区立図書館施設を調査する場合について

担当所管に事前に相談すること。ただし、利用者の迷惑となる行為や写真撮影は不可とし、質問も受け付けない。質問があれば、「企画提案要求説明書」のとおり行うこと。

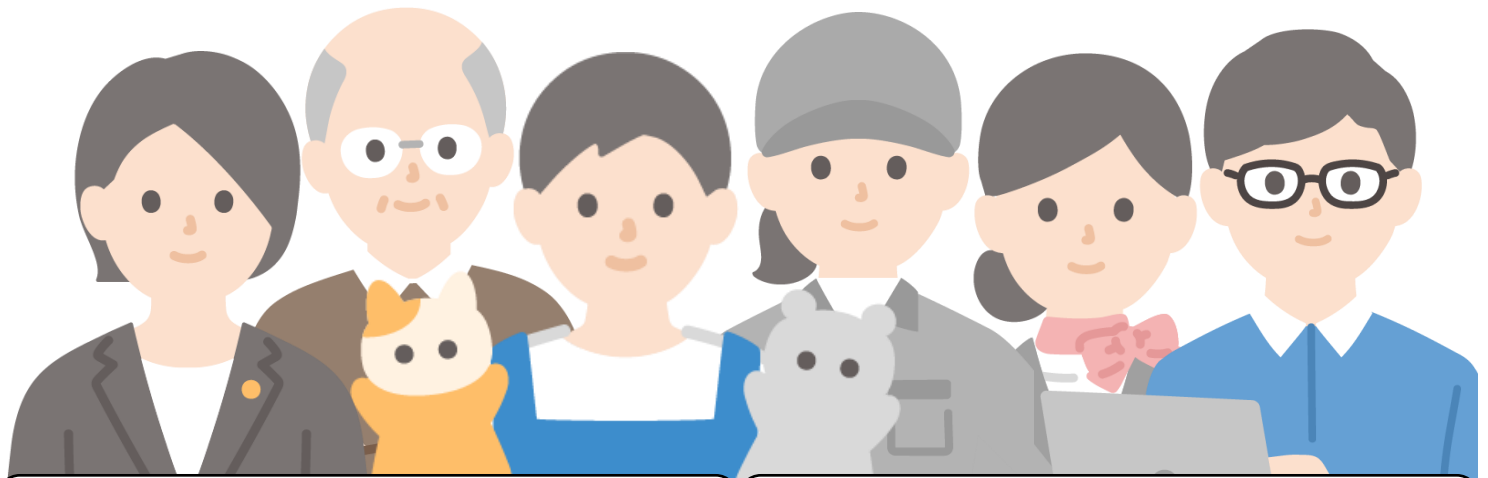
(12) その他詳細について

「企画提案要求説明書」による。

以上

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には「**労働報酬下限額**」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1 時間あたり

1,610円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話：03-5432-2145～2152・2173・2435

FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特 殊 作 業 員	3,262円	さ く 岩 工	4,463円	左 官	3,592円
普 通 作 業 員	2,869円	トンネル特殊工	4,017円	配 管 工	3,199円
軽 作 業 員	1,987円	トンネル作業員	3,411円	は つ り 工	3,315円
造 園 工	2,944円	トンネル世話役	4,548円	防 水 工	4,059円
法 面 工	3,570円	橋りょう特殊工	3,900円	板 金 工	3,804円
と び 工	3,517円	橋りょう塗装工	3,879円	タ イ ル 工	2,954円
石 工	3,517円	橋りょう世話役	4,463円	サ ッ シ 工	3,539円
ブ ロ ッ ク 工	3,443円	土木一般世話役	3,655円	内 装 工	3,655円
電 工	3,645円	高 級 船 員	4,219円	ガ ラ ス 工	3,549円
鉄 筋 工	3,592円	普 通 船 員	3,475円	ダ ク ト 工	3,199円
鉄 骨 工	3,167円	潜 水 士	5,600円	保 温 工	3,039円
塗 装 工	3,879円	潜 水 連 絡 員	4,059円	設 備 機 械 工	2,975円
溶 接 工	4,049円	潜 水 送 気 員	3,815円	交 通 誘 導 員 A	2,179円
運転手（特殊）	3,305円	山 林 砂 防 工	3,454円	交 通 誘 導 員 B	1,987円
運転手（一般）	2,720円	軌 道 工	6,237円	上 記 以 外 の 職 種	1,610円
潜 かん 工	3,964円	型 わ く 工	3,507円		
潜 かん 世 話 役	4,750円	大 工	3,252円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。
※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,870円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和8年3月13日告示によるものです。
適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。